

平成31年議会運営の評価及び検証 実施要領

- 1 議会運営の評価及び検証実施要綱（平成24年10月3日議会運営委員会決定。以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき平成31年に実施する評価検証の対象期間については、平成29年5月18日から平成30年11月30日までとする。
- 2 要綱第5条第1項により実施する評価は、別記様式によることとし、平成30年9月1日から平成30年11月30日までに実施するものとする。
- 3 要綱第6条第1項により実施する検証は、平成31年2月12日までに実施するものとする。
- 4 要綱第6条第2項の規定により依頼する学識経験者等の人数については、学識経験者のみ5名以内で構成するものとし、依頼する期間は平成30年12月1日から平成31年2月12日までとする。

なお、依頼する学識経験者は、議会に関する専門知識を有する者とし、特に市内在住者であるか否かは問わない。
- 5 要綱第6条第3項の規定により議長が受けた検証結果は、現任期中の議会運営委員会においてその文書を配付し、報告とする。